

資料 3

国立大学法人評価委員会
大学共同利用機関法人分科会
業務及び財務等審議専門部会
(第20回) H23. 8. 26

大学共同利用機関法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について (別紙参照)

- 平成23年度以降の期末・勤勉手当の支給月数の改正 (3法人)

2 その他の改正について

- 今回、改正なし

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

○ 平成23年度以降の期末・勤勉手当の支給月数の改正(3法人)

改正時期	法人数	法人名
平成23年4月1日改正	3	人間文化研究機構 自然科学研究機構 情報・システム研究機構
平成22年12月6日改正	1	高エネルギー加速器研究機構

※ 国家公務員の指定職職員における期末・勤勉手当の支給割合の改正状況

<平成22年12月1日施行>

- ①平成22年12月期期末・勤勉手当の支給割合を0.15月分引き下げる改正
- ②平成23年以降の6月期期末・勤勉手当の支給割合を0.05月、12月期期末・勤勉手当の支給割合を0.1月分引き下げる改正

年度	6月期			12月期			合計
	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	
平成22年度 (給与法改正前)	0.65	0.80	1.45	0.80	0.85	1.65	3.10
平成22年度 (給与法改正後)	0.65	0.80	1.45	① 0.75	0.75	1.50	2.95
平成23年度 (給与法改正後)	② 0.625	0.775	1.40	0.775	0.775	1.55	2.95

○ 共同利用機関法人役員期末勤勉相当の支給月数

○人間文化研究機構

年 度	6月期			12月期			合計	国との差
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
平成22年度 (給与法改正前)	0.65	0.80	1.45	0.81	0.80	1.61	3.06	△ 0.04
平成22年度 (給与法改正後)	0.65	0.80	1.45	0.71	0.75	1.46	2.91	△ 0.04
平成23年度 (給与法改正後)	0.625	0.775	1.40	0.735	0.775	1.51	2.91	△ 0.04

○自然科学研究機構

年 度	6月期			12月期			合計	国との差
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
平成22年度 (給与法改正前)	0.65	0.75	1.40	0.85	0.75	1.60	3.00	△ 0.10
平成22年度 (給与法改正後)	0.65	0.75	1.40	0.75	0.70	1.45	2.85	△ 0.10
平成23年度 (給与法改正後)	0.625	0.725	1.35	0.775	0.725	1.50	2.85	△ 0.10

○情報・システム研究機構

年 度	6月期			12月期			合計	国との差
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計		
平成22年度 (給与法改正前)	0.65	0.80	1.45	0.85	0.80	1.65	3.10	±0
平成22年度 (給与法改正後)	0.65	0.80	1.45	0.75	0.75	1.50	2.95	±0
平成23年度 (給与法改正後)	0.625	0.775	1.40	0.775	0.775	1.55	2.95	±0

(参考)高エネルギー加速器研究機構

年 度	6月期		12月期		合計	国との差
	期末特別手当		期末特別手当			
平成22年度 (給与法改正前)	1.45		1.65		3.10	±0
平成22年度 (給与法改正後)	1.45		1.50		2.95	±0
平成23年度 (給与法改正後)	1.40		1.55		2.95	±0

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）（抄）

3(3) 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)
(役員の報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。